

鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰実施要領

(表彰の目的)

第1条 鹿児島県農政部が所管する公共事業の工事、設計業務（以下「業務」という。）において、他の模範と認められる優良な工事、業務及び優れた技術者を表彰し、公共工事の品質確保の促進、施工技術の向上、請負者等の意欲の高揚を図り、もって事業への理解を深めるとともに事業の円滑な実施に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 優良工事の表彰は、農政部が所管する公共事業の工事、業務のうち当該年度の前年度に完成した建設工事、業務に係るものについて、優良工事表彰、優良業務表彰及び優秀技術者表彰を行うものとする。

2 優良工事表彰の対象は、建設工事の施工管理が優れており、出来栄えも良好で、新しい施工技術の導入を図るなど創意工夫に努め、他の施工の模範と認められる優良な工事とする。

3 優秀技術者表彰の対象は、工事施工に直接従事し、かつ、他の技術者の模範と認められる者とする。

4 優良業務表彰の対象は、技術の内容（条件設定、検討内容、検討手法）や成果品（図面、調書等）が的確であり、他の業務の模範と認められる成果であることとする。

5 優良工事及び優良業務表彰の対象は、過去3年以内に建設業法等の違反、指名停止等の処分がないものとする。

また、優秀技術者表彰の対象は、過去3年以内に法令違反により、刑罰又は行政処分を受けたことのない技術者とする。

(表彰の推薦)

第3条 各地域振興局及び各支庁の農林水産部長は、第2条の表彰を授与することが適当であると認められる優良工事、優良業務及び優秀技術者について、優良工事推薦調書（別記第1号様式）、優秀技術者推薦調書（別記第2号様式）、優良業務推薦調書（別記第3号様式）により農政部長に推薦するものとする。なお、優良工事及び優秀技術者が同一工事の場合は、別記第1号様式のみで推薦する。

(審査委員会)

第4条 被表彰者の選考は、「鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。

2 審査委員会は、別表-1に掲げる者で構成するものとし、委員長は農政部長をもって充てる。

3 審査委員会の審査に資するため、幹事会を置く。

4 幹事会は、別表-2に掲げる者で構成するものとし、幹事長は農政部工事監査監をもって充てる。

5 審査委員会の事務は、農政部工事監査において処理する。

(被表彰者の決定)

第5条 審査委員会は、第3条の規定により推薦された候補の中から被表彰者を決定する。

2 前1項の規定に基づき選考された者が、表彰までの間に建設業法等の違反による行政処分等を受けることが判明した場合は、当該選考を取り消すことができる。

(審査方法)

第6条 委員長は被表彰者を審査するため、委員会を開催する。

2 審査は書類審査を主とし、必要な場合は現地審査もできるものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰は当該年度の10月中に行う。ただし、特別な事由がある場合は、委員長が別に定める日に行うことができる。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要領は、平成18年 3月16日から施行する。
- 2 平成18年 4月 1日一部改正
- 3 平成19年 4月 1日一部改正
- 4 平成20年 4月 1日一部改正
- 5 平成21年 4月 1日一部改正
- 6 平成21年 6月22日一部改正
- 7 平成25年 3月 1日一部改正
- 8 平成25年 4月 1日一部改正
- 9 平成25年11月 1日一部改正
- 10 令和 2年 4月 1日一部改正

(別表－1)

鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰審査委員会

委員長 農政部長

委 員 農政部次長（事務）、次長（技術）、農業土木技監、

農政部総括工事監査監

畜産課長、農地整備課長、農地保全課長

(別表－2)

鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰審査幹事会

幹事長 農政部工事監査監

幹 事 農政部主任工事監査員、畜産課技術補佐、同耕畜連携飼料対策係長

農地整備課技術補佐、同事業調整係長、同農村整備係長、

同国営・水利係長、同農村計画係長

農地保全課技術補佐、同施設保全係長、同農地防災係長、

同技術管理係長、同国土調査係長